

指令○地○第○号

住 所

法人又は氏名

平成○年○月○日付け○第○号で申請のあった平成○年度県有施設管理体制強化支援交付金に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて交付金○○円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。

平成○年○月○日

○○広域振興局長 ○ ○ ○ ○ 印

記

- 1 交付金交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）の内容及び経費の配分は、平成○年度県有施設管理体制強化支援交付金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。
- 2 交付金事業者は、県有施設管理体制強化支援交付金交付要綱（平成○年○月○日付け○○号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 3 交付金事業者は、交付金事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 4 交付金事業者は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 交付金事業者は、交付金請求（県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。）を行うに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して請求しなければならない。
 - (2) 交付金事業者は、交付金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに○○広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 交付金事業者は、県補助金規則第 9 条第 1 項の規定により交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、交付金事業の当該取消に係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、○○広域振興局長の命ずるところにより、交付金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると○○広域振興局長が認めるときは、この限りでない。

- 6 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間をいう。ただし、財務省令に定めのない財産については、〇〇広域振興局長が別に定める期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第 2 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 7 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 8 交付金事業者は、前記 7 の財産（1 件当たりの取得価格が 50 万円未満の機械及び器具を除く。）について、処分制限期間内に〇〇広域振興局長の承認を受けずに、交付金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 9 〇〇広域振興局長は、事業者が前記 8 の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名

所在地
名 称
代表者 氏 名

消費税等仕入控除税額報告書

平成〇年〇月〇日付け指令〇地〇第〇号で交付金の交付の決定のあった県有施設管理体制強化支援交付金について、次のとおり報告します。

記

1 交付金交付額	金	円
2 交付金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額		
	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。